

(公財)日本ユニセフ協会の2016年度の活動

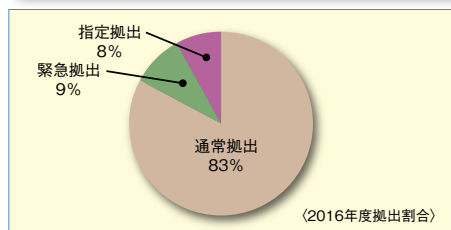
■ユニセフと日本ユニセフ協会について

ユニセフ(国連児童基金)は、世界の子どもの命と健康を守るため創立された国連機関です。本部をニューヨークに置き、現地事務所ならびに地域事務所、研究所や物資供給センターを持ち、190以上の国と地域で、子どもたちの権利を守るための幅広い支援活動を行っています。そのうち世界34の先進国と地域には、ユニセフ協会(国内委員会)が置かれ、ユニセフの活動を支えています。日本ユニセフ協会は1955年に創立され、ユニセフとの協力協定のもと、日本において民間で唯一ユニセフを代表する組織として、募金活動、広報活動、子どもの権利を守るアドボカシー(政策提言)活動に取り組んでいます。

■皆様からのご支援

ユニセフの活動資金は国連本体からではなく、皆様からお預かりした募金と各国政府からの任意の拠出金によりまかなわれています。2016年、当協会にお寄せいただいた募金総額は、176億3,108万円。その81.7%にあたる144億円をユニセフ本部へ拠出することができました。より多くの支援が世界の子どもたちに届くよう、そして今後も国内委員会としての事業を一層効率的に実施できるよう、引き続き努めてまいります。

皆様からの募金が支える支援活動



■ユニセフ通常予算への拠出

皆様からお預かりするユニセフ募金の多くは、ユニセフの活動全体を支える通常予算(Regular Resource)として拠出されます。用途を制限することなく、様々なプログラムに用いることができる通常予算は、5歳未満児の死亡率、国民一人あたりの所得、子どもの人口などを基準に、ユニセフ本部から各国の現地事務所に配



イエメンのサーダマワクチン接種を受ける少年
© UNICEF/UN026952/Madhok

分されます。厳しい状況にありながら、世界から注目されにくい国々の子どもたちへの支援を可能にし、中長期的な支援を支える大切な資金となります。

■緊急支援への拠出

自然災害や紛争によって緊急事態が発生した際に皆様から寄せられる緊急募金は、被災した子どもたちのための緊急・復興支援活動を支える資金として、ユニセフ本部を通じて速やかに対象の国々に送られます。2016年、ユニセフは保健、栄養、水と衛生、教育、子どもの保護などの分野で支援を届けました。子どもたち940万人にはしか予防接種を、220万人に栄養不良の治療を、230万人に心のケアを届け、640万人に教育の機会を提供しました。さらに1,360万人の人々が安全な水へアクセスできるよう支援しました。

■特定の分野、地域、プロジェクトを指定した拠出

水と衛生、教育など特定の活動分野や、国・地域を指定してご支援いただくなど、特定のプロジェクトを複数年にわたってご支援いただく「指定募金」は、用途を限定して拠出され、それぞれのプロジェクトの資金として活用されています。

●東ティモール『農村部での給水設備設置プログラム』支援団体：水への恩返し財団(福井県大野市)

2002年に独立した東ティモールは、まだ十分に基本的な社会サービスが行き届いていません。水の問題は特に深刻で、改善された飲用水源を利用する人の割合は全国平均72%にとどまります。このアジアで最も水環境が厳しい東ティモールへ、水に恵まれた福井県大野市が「水への恩返し財団」として支援を決定。全国初の「地域と使途」を指定して支援を行う自治体となりました。今後3年間で、農村部の村々に合計6基の給水設備の設置を支援予定。周辺住民およそ3,300人が安全な水へのアクセスを手に入れます。



大野市が現地視察で訪れた村での水道の開通の様子
写真提供：福井県大野市

●ベトナム『学校が主導するコミュニティの衛生改善』支援企業：花王株式会社

急速な経済成長を遂げる一方、いまだに屋外排泄に代表される不衛生な環境を起因とする下痢や感染症が子どもたちの間で深刻な問題となっているベトナム。

花王株式会社は、ユニセフの包括的な衛生改善事業である、小学校の衛生設備の整備と子どもたちへの衛生教育を支援しています。これまでに10校、約3,000人の子どもたちが正しい手洗いの方法と屋外排泄をなくす大切さを学びました。衛生習慣を子どもたちが身につけることで、家庭へ、さらにコミュニティへ衛生改善が進むプロジェクトです。

アドボカシー(政策提言)活動

●子どもの権利を守る

5月、児童福祉法が改正され、当協会は、厚生労働大臣に要望書を提出。その理念に初めて「子どもの権利条約」が謳われることになりました。

●「SDGs=日本の課題」という理解の普及

日本の子どもたちに「持続可能な開発目標(SDGs)」の理解を広めるため、教員向けのガイドを制作し、全国の学校に配布しました。また、政府が策定した「SDGs実施指針」に子どもの課題が適切に位置づけられるよう要望書を提出、多くが反映されました。さらにSDGsが重視する「格差」の問題に焦点を当てた『レポートカード13 子どもたちのための公平性』(翻訳版)を発行。国会議員や関係省庁、全国の自治体、報道機関等に配布しました。

●子どもにやさしいまちづくりの推進

「子どもにやさしい復興」をテーマに進めてきた東日本大震災緊急復興支援を通じて得た知見に基づき、日本型の「子どもにやさしいまちづくり」の指針策定と普及を目指した取り組みを始めました。11月には、ユニセフ本部の専門家と関連の施策を進める日本の自治体首長が参加するシンポジウムを開催。さらに専門家や自治体が参加する「子どもにやさしいまち連絡会」を発足させました。

広報活動

ユニセフ本部や現地事務所から日々発信される情報を報道機関に提供(2016年は279本のプレスリリースを配信)。さらに緊急事態にある国や地域を中心に、報道機関への取材協力と情報発信にも努めました。また4月には、世界の5歳未満の子ども25%に影響している「スタンディング(発育阻害)」をテーマに、中米グアテマラへのプレストアを実施しました。

■ユニセフのメッセージを届けるCM

ユニセフ本部提供の公共CMの日本語版や、募金キャンペーンに連動したCMなどを制作し、YouTubeやホームページで発信。一部は、東京都内をはじめとする繁華街の屋外ビジョンやテレビの無償CM枠で放映されました。

■ユニセフの活動を伝える出版物

「ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム」参加の支援者や賛助会員への広報誌『ユニセフ・ニュー

ス』(年4回発行)をはじめ、ユニセフの活動と収支報告をまとめた『ユニセフ年次報告 2015』や日本ユニセフ協会の活動と収支報告をまとめた『日本ユニセフ協会年次報告2015』日本語版と英語版を発行しました。

■シンポジウム「世界を変える子育て」

ユニセフが推進する乳幼児期の子どもの発達(ECD: Early Childhood Development)世界キャンペーンの一環として、シンポジウム「世界を変える子育て」を開催。子どもの一生を左右する乳幼児期のケアや教育の重要性について、国内外の専門家を交えて、活発に意見を交わしました。



国連大学にて行われたシンポジウム © 日本ユニセフ協会

人材育成 / 学習活動

2016年、学校や研修会などへの講師派遣は40件。協定地域組織から地域の学校への講師派遣を含めると383件にのびました。夏休みには、毎年恒例の教職員向けセミナーや中高生対象のリーダー講座を開催。さらに年間を通じて、ユニセフ資料の配布やライブラリーでのビデオ・DVD、写真パネルなどの貸出を行い、ユニセフや世界の子どもたちについて学習機会を提供しました。

■キャラバン・キャンペーン

1979年の国際児童年よりスタートし、当協会職員が全国各地を巡回する「ユニセフ・キャラバン・キャンペーン」。教員対象の研修会では、「持続可能な開発目標(SDGs)」を身近に感じていただくためのワークショップ、学校で水がめや蚊帳を使った体験学習などを実施しました。

- ・春: 北海道、岐阜、愛知、静岡
 - ・秋: 鳥取、島根、福岡、山口、長崎、佐賀
- 計1道9県、23校

■国際協力講座

国際協力のキャリアに関心を持つ学生や社会人を対象に、第15回国際協力講座を開講しました。国際機関、省庁、報道機関などから講師を迎えて行われた全15回の講義には、100名の受講者が参加しました。

■ユニセフハウス展示見学

ユニセフハウスの1、2階は、世界の子どもたちの暮らしやユニセフの活動に出会える展示スペースとし

て一般公開されています。2016年度は小・中・高の子どもたちを中心に合計14,188人が訪れました。常設展示の他、一年を通して企画展も実施しました。

■インターンシッププログラム

将来、国際協力・開発分野で活躍する人材を育成するためのインターンシッププログラムを実施しています。日本人大学院生を世界各地のユニセフ現地事務所へ派遣する「海外インターン」と、当協会が実務を通して学ぶ「国内インターン」の2つのプログラムがあります。2016年は、合計13名の若者が国内外でインターンシップを体験。国際協力の実践力を身につけました。

- <海外インターン> 5名
派遣先: ネパール、タンザニア、マダガスカル、ベトナム、カンボジア
- <国内インターン> 8名

■ユニセフOne Minute Videoコンテスト

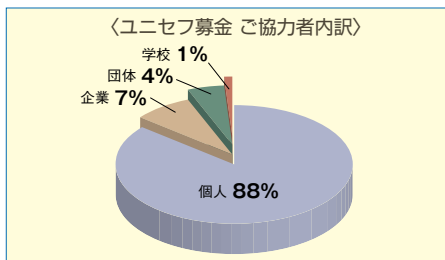
1分間の映像作品を通して、自分たちのメッセージを世界に向けて発信するOne Minute Video。子どもたちはこの活動を通して、自己表現力を養い、夢や希望を分かち合います。5年目となるコンテストは、公平性を理念とする「持続可能な開発目標(SDGs)」にちなみ「だれも、置き去りにしない」というテーマで実施。460点の応募作品から、岡山県の高校生の作品「勇気をください」が最優秀賞を受賞しました。



第5回ユニセフOne Minute Videoコンテスト © 日本ユニセフ協会

募金活動

日本におけるユニセフ募金の大きな特徴は、個人の支援者の皆様からお寄せいただいた募金が占める割合が非常に高いことです。2016年度の個人支援者からのユニセフ募金額は155億763万円にのび、全体の



ユニセフ募金額の88%を占めました。また、全国に広がる学校でのユニセフ募金活動に加えて、企業・団体からも、プロジェクト指定募金を中心に長期的なご支援をいただいています。

■様々な募金方法の推進

●ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム

ご任意の一定額を、毎月自動引き落としでご協力いただける「ユニセフ・マンスリーサポート・プログラム」。最も支援を必要としている子どもたちを、継続して支えていただくことにより、長期的な取り組みを可能にします。TVスポットや商業施設・駅前街頭での活動、インターネットやダイレクトメール、電話を中心にご参加、ご協力を呼びかけました。商業施設でのキャンペーンでは、シリア難民の女の子の生活を体感できる360° 3D動画を導入し、多くの方に体験いただきました。

●ユニセフ遺産寄付プログラム

子どもたちの未来のために、遺贈(遺言によるご寄付)や相続財産寄付をいただく「ユニセフ遺産寄付プログラム」。テレビ、新聞を通じた広報活動を行いました。また、近年増加しているお問い合わせにお応えするため、専門家を講師にお迎えした「ユニセフ相続セミナー」(春:税金篇、秋:法律篇)を東京、名古屋、大阪で開催しました。

●外国コイン募金

海外旅行や出張から持ち帰り、家庭やオフィスで眠ったままになっている外国コインを、有効活用するユニークな支援方法が「外国コイン募金」です。2016年も、国内の主要空港(新千歳、仙台、成田、羽田、中部、関西、広島、福岡)の税関に設置している専用募金箱などを通じて集まった外貨が、「外国コイン募金実行委員会」(毎日新聞社、日本航空、三井住友銀行、JTB、日本通運)各社やボランティアのご協力により、約8,100万円相当の募金になりました。

●募金イベント

年間を通して、ユニセフの活動に触れ、気軽にご支援いただけるイベントを開催しました。

- ・38回目となった街頭募金活動「ハンド・イン・ハンド募金キャンペーン」では、全国各地で個人、企業、団体、学校など多くの皆様が様々なアイデアで募金を呼びかけてくださいました。12月11日には有楽町駅前広場で中央大会を開催。都内主要ターミナル駅6カ所では、ボーイスカウト・ガールスカウトや小学生たちと一緒に募金活動を実施しました。
- ・ウォーキングで快い汗をかき、参加費がユニセフを通じて世界の子どもたちの支援になるスポーツ・イベント「ユニセフ・ラブウォーク」。ユニセフハウスをスタート/ゴール地点とする「ラブウォーク中央大会」のほか、全国29カ所で開催され、約2,000名の方が世界の子どもたちに思いを馳せながら、ウォーキングを楽しみました。
- ・8月1日から3か月間、飲食店による協力や特設サイトでのオンライン企画を通じて、「TAP PROJECT JAPAN 2016~きれいな水を世界の子どもに~」

を実施しました。レストランではお店で提供される水やお茶に対してお客様に募金を呼びかけました。東京・代官山では、パートナー企業各社の協力により「TAP WATER ADVENTURE」を開催し、びんに入った水を大きな撥水ボードの端に注ぎ、水滴をスタート地点の日本からゴールのマダガスカルまで届けるというゲームに4,000名以上の方が参加。9月からの特設サイトでのデジタル企画には2万人以上が参加しました。



TAP PROJECT "TAP WATER ADVENTURE"
©TAP PROJECT JAPAN/2016

■団体・企業からのご協力

2016年度も、ユニセフ募金や緊急募金、特定の事業を複数年以上ご支援いただく指定募金（P.57参照）に、団体・企業から19億3,680万円の寄付が寄せられました。

- ・生活協同組合からは、アンゴラの教育、ブータンの水と衛生、ミャンマーの栄養、東ティモールの保健、シエラレオネの栄養事業を支援いただき、シリアやアフリカ干ばつなどの緊急募金にも取り組みいただきました。
- ・宗教団体では、立正佼成会は世界宗教者平和会議（RfP）とのパートナーシップ事業とグアテマラの栄養、真如苑はアフガニスタンの母子保健、妙智会はイエメンの出生登録の指定事業をご支援いただきました。
- ・2012年にユニセフと日本企業初のグローバル・アライアンスを結んだ株式会社ファーストリテイリングは、UNIQLOのCSRプロジェクト「Clothes for Smiles」を通じたアジア3カ国とセルビアにおける

教育事業への支援を継続、また欧州難民・移民の子どもたちへの緊急支援にもご協力いただきました。・西アフリカ・マリの子どもたちへの安全な水を届ける「Volvic 1L for 10L」が最終年の10年目を迎え、長年の継続的な取り組みに共感した多くの方々のご支援をお預かりしました。

■学校での取り組み

2016年度、全国の幼稚園、小・中・高等学校、大学、専門学校等の合計7,837校で「ユニセフ募金」の取り組みが行われました。途上国の子どもたちに関する学習と募金活動を組み合わせたり、学園祭や地域での取り組みなどが行われたり、一人ひとりの力が合わさって総額約1億8,665万円のご協力をいただきました。

東日本大震災復興支援活動

48億円にのぼるご支援をいただいた東日本大震災緊急・復興支援活動は2016年末をもってすべて終了いたしました。2016年は、①心理社会的ケア ②子どもの保護 ③子どもにやさしい復興計画の3分野を中心に活動を展開するとともに、活動終了にあたっての各地元自治体や市民団体などへの引継ぎや体制づくりを行いました。

■次の“万が一”へ備えて

震災直後、各地の避難所で子どもが安心して安全に過ごせるよう、「子どもにやさしい空間」の設置の働きかけが行われました。「子どもにやさしい空間」の設置を災害時のスタンダードにし、平時の子どもの居場所づくりにも役立てていただくため、2013年に作成した『子どもにやさしい空間ガイドブック』をテキストとした研修を各地で実施しました。また、日本プレイセラピー協会との連携により2011年から2015年まで開催された「遊びを通じた子どもの心のケア」研修の内容を収録したセルフラーニングビデオを制作。4月に発生した熊本地震への被災地にも講師を派遣し、東日本大震災の支援で得た知見と経験を「次の“万が一”」に活かした事例となりました。



理論と実践の両面を網羅した研修会
©日本ユニセフ協会

■地元へ引き継がれる支援

- 岩手県では宮古児童相談所の心理士向けの専門的なプレイセラピースキルの研修、陸前高田市の児童家

庭相談員・子育て支援スタッフ向けの親子とかかわるスキルの研修を実施。約4年間実施された本事業によってスキルを向上させた現地の専門家・準専門家による長期的な子どもたちへの心理的支援の実現が期待されます。

- 福島県では、臨床心理士や保健師、保育士のチームによる親子へのサポートを、NPO法人ハートフルハート未来を育む会との連携により実施しました。今後は自治体の予算と主導によって実施されます。

- 山形県に自主避難している親子を対象に、やまがた育児サークルランドと連携し、山形市と米沢市に設置した「ままカフェ」を通じた支援を実施。福島県へ帰還した後も親子がサポートを受けられるよう、福島県の子育て支援団体との連携も強化しました。

- 子どもたちが安心してのびのび遊び、親子で保養する機会を提供する「福島の子どもの保養プロジェクト」への支援を継続した他、保養に参加した保護者同士がゆっくり話をしたり、臨床心理士に相談したりできる「ほっこりママ会」への支援を実施しました。

■子どもの保護

子ども自身が様々な形態の暴力から自らの心と身体を守る術と知識を学ぶ機会を提供する教育プログラム「子どもへの暴力防止（Child Assault Prevention）」=CAPワークショップを、子どもたちや教職員、地域のおとなを対象に4年間続けてきました。これまで、J-CAPTA及びCAP地域活動グループと連携し東北3県で実施してきましたが、4月以降は震災後に発足した岩手県沿岸のグループのサポートを中心に行いました。また、東日本大震災による孤児の多くを受け入れられた親族里親家庭について、全国児童家庭支援センター協議会、里親支援専門相談員を配置する児童家庭支援センター大洋と連携し、里親家庭特有の課題を共有し、支援体制を構築するための研修会の開催を支援しました。

■子どもにやさしい復興計画

宮城県仙台市内の小学校が続けてきた「まちづくり学習」や、宮城県石巻市の商店街を舞台にした「子どものまち」の活動を引き続きサポートしました。さらに石巻市では、被災した門脇地区の区画整理事業の一部を子ども参加によって実現するため、石巻市、石巻市教育委員会、学校他整理事業の関係各所との調整を行いました。2015年に実施した「子どもたちが描くみんなの公園」ワークショップで作成された公園模型と子どもたちの声を基に作成された公園計画は石巻市に提出され、2017年度中の完成に向けて工事が進められています。同時に、公園が完成した後も地域の方と子どもたちが一緒に公園を育てていけるよう、子どもたちがガーデニングの知識や技術を学ぶワークショップの開催も支援しました。

(公財)日本ユニセフ協会の2016年度 収支報告

正味財産増減計算書(要約版)(2016年1月1日から12月31日まで)

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計		法人会計 ※19	合 計
	一般会計	東日本特別会計		
I. 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,343,937	0	0	1,343,937
基本財産受取利息	1,343,937	0	0	1,343,937
受取会費	44,747,238	0	15,959,762	60,707,000
受取寄付金・募金	17,632,060,839	116,890,311	0	17,748,951,150
受取寄付金※1	984,000	0	0	984,000
受取募金	17,631,076,839	116,890,311	0	17,747,967,150
※5 一般募金※2	17,444,418,595	0	0	17,444,418,595
学校募金※3	186,658,244	0	0	186,658,244
東日本大震災緊急募金振替額※4	0	116,890,311	0	116,890,311
雑収益	1,298,407	400,000	0	1,698,407
経常収益計	17,679,450,421	117,290,311	15,959,762	17,812,700,494
(2) 経常費用				
事業費※6	17,711,275,556	118,182,541	0	17,829,458,097
本部拠出金※7	14,400,000,000	0	0	14,400,000,000
啓発宣伝事業費※8	338,429,578	0	0	338,429,578
啓発宣伝地域普及事業費※9	102,452,982	0	0	102,452,982
募金活動事業費※10	2,245,805,547	0	0	2,245,805,547
国際協力研修事業費※11	6,723,007	0	0	6,723,007
東日本大震災緊急支援事業費	0	118,182,541	0	118,182,541
緊急支援活動費※12	0	117,290,311	0	117,290,311
現地運営費※13	0	892,230	0	892,230
本部業務分担金※14	617,864,442	0	0	617,864,442
管理費※15	0	0	15,959,762	15,959,762
経常費用計	17,711,275,556	118,182,541	15,959,762	17,845,417,859
当期経常増減額	△ 31,825,135	△ 892,230	0	△ 32,717,365
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	185,240	0	185,240
当期経常外増減額	0	△ 185,240	0	△ 185,240
他会計振替額	4,005,586	△ 4,005,586	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 27,819,549	△ 5,083,056	0	△ 32,902,605
一般正味財産期首残高	5,054,660,999	5,083,056	36,899,201	5,096,643,256
一般正味財産期末残高	5,026,841,450	0	36,899,201	5,063,740,651
II. 指定正味財産増減の部				
受取寄付金※16	0	779,662	0	779,662
一般正味財産への振替額※17	0	△ 116,890,311	0	△ 116,890,311
当期指定正味財産増減額	0	△ 116,110,649	0	△ 116,110,649
指定正味財産期首残高	300,000	116,110,649	0	116,410,649
指定正味財産期末残高	300,000	0	0	300,000
※18			※18	
III. 正味財産期末残高	5,027,141,450	0	36,899,201	5,064,040,651

(注記)

- ※1 日本国内で行なわれる広報・啓発宣伝事業などへの企業賛助金。
- ※2、※3 開発途上国の子どもたちへの支援を目的とした募金。
- ※4 東日本大震災緊急募金受領額のうち、緊急支援活動費として指定正味財産増減の部より振替えた額。
- ※5 ※2、※3を合わせユニセフ本部への拠出対象となる。(ユニセフ募金)
- ※6 公益財団法人認定を受けた公益目的事業費に使用された額。
- ※7 ユニセフ活動資金に充当されるもの。
- ※8 『世界子供白書』『ユニセフ年次報告』などの刊行物の作成・配付、ホームページの作成・更新、現地報告会やセミナー、シンポジウム開催、広報・アドボカシー(政策提言)・キャンペーンなどの費用。
- ※9 全国25の地域組織による広報・啓発活動関係費。
- ※10 募金関連資料の作成・送付、領収書の作成・郵送料、募金の受領・領収書発行に伴う決済システムの維持管理、活動報告の作成など。
- ※11 国際協力に携わる人材育成にかかる費用。
- ※12 東日本大震災で被災した子どもたちに対する緊急復興支援などの費用。
- ※13 東日本大震災緊急復興支援にかかる運営・通信費の費用。
- ※14 ユニセフ本部と各国内委員会が共同で行なう各種キャンペーンに対する分担金。
- ※15 各事業に配賦されない、管理部門にかかる事務運営費・人件費。
- ※16 東日本大震災緊急支援募金として受領した額。
- ※17 東日本大震災緊急支援募金のうち緊急支援活動費として一般正味財産増減の部へ振替えた額。
- ※18 公益財団としての基本財産3,363,862,756円、自然災害・紛争などユニセフ本部からの緊急支援要請に応じるための積立金や什器備品等の減価償却費に相当する積立金1,395,455,350円、建物附属設備・什器等の簿価33,392,915円、次期繰越収支差額569,000,549円の合計から、職員退職時の退職給付引当金など297,670,919円を差し引いた額。
- ※19 新公益法人会計基準に則り、管理部門にかかる事務運営費・人件費を公益目的事業会計とは別に区分した会計。

監査報告書

(公財)日本ユニセフ協会は、監事及び会計監査人(小見山満、窪川秀一、川瀬一雄)の監査を受けています。財務諸表等は、当協会のホームページに掲載されています。(www.unicef.or.jp)
 なお、東日本大震災緊急募金特別会計につきましては、日本公認会計士協会の協力を得て、透明性を高めています。

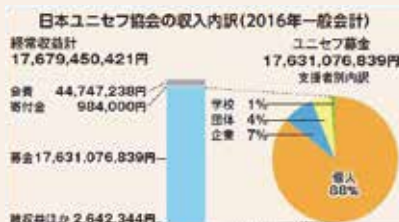


※東日本大震災緊急復興支援活動の終了に伴い、当初、初動活動及び現地運営管理のため、一般会計から振り替えた1億円の残金4,005,586円を戻入いたします。なお、皆様からの寄付金は全額緊急復興支援活動に使用しました。上記は、監事及び会計監査人(小見山満、窪川秀一、川瀬一雄)の監査を受けた財務諸表の一部である正味財産増減計算書内訳表を要約し、東日本大震災緊急支援活動を特別会計として区分けし、注記を加えたものです。
 その他の財務諸表やより詳しい活動報告、募金の使途につきましては、当協会ホームページをご覧ください。www.unicef.or.jp

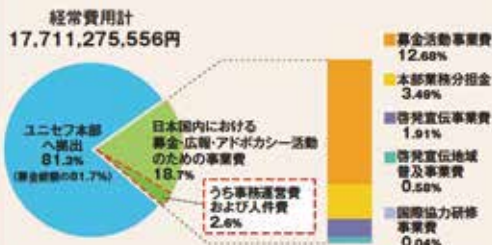
収支とユニセフへの拠出

2016年度、皆様からお預かりした募金の総額は176億3,108万円に上りました。このうち、81.7%にあたる144億円を、ユニセフが世界各地で実施している子どもたちへの支援活動に活用することができました。日本の皆様からの募金は、支援の必要性に合わせて、あらゆる国・地域、支援内容に生かすことができる「通常予算」へのご協力の割合が大きく、「最も困難な状況にある子どもたちを最優先で支援する」ユニセフの取り組みに大きく貢献しています。

下記は、上記収支報告でご報告している「公益目的事業会計」のうち、ユニセフ本部への拠出と募金・広報・アドボカシー(政策提言)活動等の国内事業を管理する「一般会計」の概要を示したものです。東日本大震災緊急募金は、「一般会計」とは別の「特別会計」として管理し、全額を被災地での支援活動に活用させていただきました。



日本ユニセフ協会の支出内訳(2016年一般会計)



日本ユニセフ協会の事業の財源

ユニセフの活動は、国連本体から財政的な支援を受けることなく、すべて皆様からお預かりした募金と各国政府の任意の拠出金によって成り立っています。ユニセフは、世界の子どもたちの状況をより多くの人たちに知っていただき、支援を募るための活動を、世界34の先進国・地域にある各ユニセフ協会に委ねています。それらの活動にかかる費用は、その国で集められた募金の最大25%までの範囲内で支えるよう要請しています。日本ユニセフ協会は、より多くの子どもたちに支援が届くよう、2016年度も引き続き運営費削減につとめながら、様々な形で募金活動やユニセフ活動をご理解いただくための広報・アドボカシー活動に努めました。

◇協定地域組織一覧(2017年9月現在)

●北海道ユニセフ協会

〒063-8501
札幌市西区発寒 11 条 5-10-1
コープさっぽろ本部 2F
TEL.011-671-5717
FAX.011-671-5758
(月、火、木、金 10:00～16:00)

●岩手県ユニセフ協会

〒020-0690
滝沢市土沢 220-3
いわて生協本部 2F
TEL.019-687-4460
FAX.019-687-4491
(月～金 10:00～16:00)

●宮城県ユニセフ協会

〒981-3194
仙台市泉区八乙女 4-2-2
みやぎ生協 A 棟 3 階
TEL.022-218-5358
FAX.022-218-3663
(月～金 10:00～17:00)

●福島県ユニセフ協会

〒960-8105
福島市仲間町 4-8
ラコバふくしま 4F
TEL.024-522-5566
FAX.024-522-2295
(月～金 10:00～16:00)

●茨城県ユニセフ協会

〒310-0022
水戸市梅香 1-5-5
茨城県 JA 会館分館 5F
茨城県生活協同組合連合会内
TEL.029-224-3020
FAX.029-224-1842
(月～金 10:00～16:00)

●埼玉県ユニセフ協会

〒336-0018
さいたま市南区南本町 2-10-10
コーププラザ浦和 1F
TEL.048-823-3932
FAX.048-823-3978
(月～金 10:30～16:30)

●千葉県ユニセフ協会

〒264-0029
千葉市若葉区桜木北 2-26-30
コープみらい 千葉エリア桜木事務所 本館
TEL.043-226-3171
FAX.043-226-3172
(月～金 10:00～16:00)

●神奈川県ユニセフ協会

〒231-0058
横浜市中区弥生町 2-15-1
ストークタワー大通り公園 III 305A
TEL.045-334-8950
FAX.045-334-8951
(月～土 10:00～17:00)※祝日除く

●岐阜県ユニセフ協会

〒509-0197
各務原市鷺沼各務原町 1-4-1
生活協同組合コープぎふ 1F
TEL.058-379-1781
FAX.058-379-1782
(月～金 10:00～15:00)

●石川県ユニセフ協会

〒920-0362
金沢市古府 2-189
コープいしかわ古府個配センター 2F
TEL.076-255-7947
FAX.076-255-7185
(月、火、水、金 10:00～15:00)

●三重県ユニセフ協会

〒514-0009
津市羽所町 3 7 9 番地
TEL.059-273-5722
FAX.059-273-5758
(月・水・金 10:00～17:00)

●奈良県ユニセフ協会

〒630-8214
奈良市東向北町 21-1
松山ビル 3F
TEL.0742-25-3005
FAX.0742-25-3008
(月～木 11:00～16:00)

●大阪府ユニセフ協会

〒556-0017
大阪市浪速区湊町 1-4-1
OCAT ビル 2F
TEL.06-6645-5123
FAX.06-6645-5124
(火～土 11:00～16:00)

●京都府ユニセフ協会

〒623-0021
綾部市本町 2-14
あやべハートセンター内
TEL.0773-40-2322
FAX.0773-45-4090
(月～木 10:00～15:00)

●兵庫県ユニセフ協会

〒658-0081
神戸市東灘区田中町 5-3-18
コープこうべ生活文化センター 4F
TEL.078-435-1605
FAX.078-451-9830
(月～金 10:00～16:00)

●鳥取県ユニセフ協会

〒680-1202
鳥取市河原町布袋 597-1 鳥取県生協内
TEL.0858-71-0970
FAX.0858-71-0970
(月、火、金 10:00～16:00、
水 10:00～12:00)

●岡山県ユニセフ協会

〒700-0823
岡山市北区丸の内 1-14-12
小野アルミビル 2F
TEL.086-227-1889
FAX.086-227-1889
(月～金 10:00～14:00)

●広島県ユニセフ協会

〒730-0802
広島市中区本川町 2-6-11
第 7 ウエノヤビル 5F
TEL.082-231-8855
FAX.082-231-8855
(月～金 10:00～16:00)

●香川県ユニセフ協会

〒760-0023
高松市寿町 1-4-3
高松中央通りビル 3F
TEL.087-813-0772
FAX.087-813-0772
(月～金 10:00～16:00)

●愛媛県ユニセフ協会

〒790-0952
松山市朝生田町 3-2-27
コープえひめ南支所 2F
TEL.089-931-5369
FAX.089-931-5369
(月～金 10:00～16:00)

●久留米ユニセフ協会

〒830-0022
久留米市城南町 15-5
久留米商工会館 2F
TEL.0942-37-7121
FAX.0942-37-7139
(月・水・金 9:00～16:00)

●佐賀県ユニセフ協会

〒840-0054
佐賀市水ヶ江 4-2-2
TEL.0952-28-2077
FAX.0952-28-2077
(月、火、木、金 10:00～15:00)

●熊本県ユニセフ協会

〒862-0949
熊本市中央区国府 1 丁目 11-2
サンアイ水前寺ビル 3F
TEL.096-362-5757
FAX.096-362-5758
(月、水、木、金 10:00～14:00)

●宮崎県ユニセフ協会

〒880-0014
宮崎市鶴島 2-9-6
みやざき NPO ハウス 307 号
TEL.0985-31-3808
FAX.0985-31-3808
(月、火、木、金 11:00～16:00)

●鹿児島県ユニセフ協会

〒892-0842
鹿児島市東千石町 14-2
メガネのヨネザワ 5F
TEL.099-226-3492
FAX.099-226-3492
(月～金 10:00～15:00、
水 10:00～12:00)